

青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における
政党その他の政治団体の政治活動に関する説明会

青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における
政党その他の政治団体の政治活動について
(確認団体の申請手続、政治活動等)



令和8年3月19日(木)
青森県選挙管理委員会事務局

目 次

- I 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙について
- II 政治活動の規制について
- III 都道府県議会議員選挙における政治活動の規制について
- IV 確認団体の申請手続について
- V 確認団体の政治活動について
- VI 最後に

< 凡 例 >

- 法:公職選挙法(昭和25年法律第100号)
 - 準用法:公職選挙法の条文において準用されている他の公職選挙法の条文を示すもの
 - 令:公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)
 - 規程:公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和57年12月青森県選挙管理委員会告示第55号)
 - 県委員会:青森県選挙管理委員会
- (注)条文の表示は、例えば「第201条の2第1項第1号」は、「201の2①(1)」のように記載している

I 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙について

1 選挙期日等

(1) 選挙期日

令和8年4月12日(日)

(2) 選挙期日の告示日

令和8年4月3日(金)

(3) 選挙すべき人員

1名

(4) 選挙の区域

南津軽郡藤崎町及び南津軽郡田舎館村

(5) 開票の期日

即日開票

Ⅱ 政治活動の規制について

① 選挙運動期間中の政治活動

政治活動は本来自由だが、選挙運動と紛らわしい特定の政治活動を限定的に規制し、選挙の公正性を阻害しないため、選挙運動期間中の政治活動には一定の規制がある

☆すべての選挙で規制される政治活動(公選法第201条の13)

- ・ 連呼行為
- ・ 掲示又は頒布する文書図画に当該選挙区の特定候補者の氏名・氏名類推事項の記載をすること
- ・ 特定の建物(国・地方公共団体が所有し又は管理する建物)における文書図画の頒布

☆ 特定の政治活動が規制される選挙

- ① 衆議院議員総選挙(再選挙、補欠選挙)
- ② 参議院議員通常選挙(再選挙、補欠選挙)
- ③ 都道府県議会議員選挙
- ④ 都道府県知事選挙
- ⑤ 指定都市議会議員選挙
- ⑥ 市長選挙

☆ 特定の政治活動が規制されない選挙

- ① 指定都市以外の市議会議員選挙
- ② 町村長選挙
- ③ 町村議会議員選挙

Ⅱ 政治活動の規制について

②政治活動の規制の期間と場所的範囲

- ・ 公示(告示)の日から選挙の当日・投票終了時間まで
 - ※ 無投票の場合は、無投票が確定する公示(告示)日の午後5時以降、規制解除
- ・ 当該選挙が行われている区域のみが規制を受ける

☆ 憲法上、政治活動は自由であるため、規制は最小限、という考え方

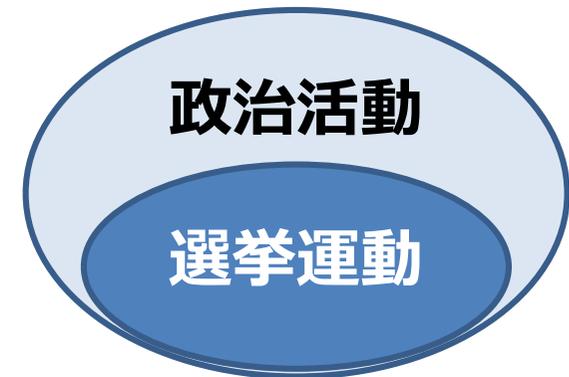
◎ 広義の政治活動には選挙運動にわたる行為も含まれるが、公選法上は、政治活動と選挙運動を明確に区分している。

☆ 政治活動

政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為

☆ 選挙運動

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に行う必要かつ有利な行為



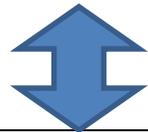
Ⅱ 政治活動の規制について

③都道府県議会議員選挙時に規制される政治活動

<選挙時に規制される政治活動の方法>

- ・ 政談演説会の開催
- ・ 街頭政談演説の開催
- ・ ポスターの掲示
- ・ 立札・看板の類の掲示
- ・ ビラの頒布
- ・ 宣伝告知のための自動車、拡声器の使用
※宣伝告知のための船舶の使用は衆院選に限る

☆ 確認団体は、公選法第14章の3(第201条の5～第201条の15)に定める特定の政治活動ができる(P8～20)



<選挙時に規制されない政治活動の方法>

- ・ 新聞、雑誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット、その他
- ※ 当該選挙区の特定候補者の氏名・氏名類推事項を表示することができない場合もあるので、注意が必要⇒禁止を免れる行為(公選法第146条)に抵触するおそれあり

Ⅲ 都道府県議会議員選挙における政治活動の規制

☆ 政党その他の政治活動を行う団体は、都道府県議会議員選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間は、原則として次の方法による政治活動を行うことはできない(法201の8)

- 1 政談演説会の開催
- 2 街頭政談演説の開催
- 3 宣伝告知(政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む)のための自動車及び拡声器の使用
- 4 ポスターの掲示
- 5 立札及び看板の類の掲示(政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所に於いて掲示するものを除く)
- 6 ビラ(これに類する文書図画を含む)の頒布
- 7 連呼行為
- 8 掲示又は頒布する文書図画(新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く)における特定候補者又は名簿登載者の氏名又は氏名類推事項の記載
- 9 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物(専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く)における文書図画(新聞紙及び雑誌を除く)の頒布(郵便又は新聞折込の方法による頒布を除く)

Ⅲ 都道府県議会議員選挙における政治活動の規制

☆ 都道府県議会選挙における規制

なお、選挙期日の告示の前に政党その他政治活動を行う団体が、その政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区において、当該ポスターを撤去しなければならない(法201の14)

⇒ 掲示中の政党の政治活動用ポスター(いわゆる「二連ポスター」、「三連ポスター」)については、当該ポスターに氏名・氏名類推事項(写真、似顔絵等)を記載された者が、都道府県議会議員選挙における候補者となった場合は、当該候補者となった日(告示日)のうちに撤去する

IV 確認団体の申請手続について

1 確認団体の要件

都道府県議会議員選挙における「確認団体」とは、3人以上の所属候補者(再選挙、補欠選挙、増員選挙の場合は所属候補者)を有する政党その他の政治団体で、都道府県選挙管理委員会から確認書の交付を受けたものをいう(法201の8③準用法201の8①②)

2 申請手続

政党その他の政治団体が確認団体の申請を行うためには、次の書類を県委員会に提出しなければならない(法201の8③準用法201の8①②)

ア 政治団体確認申請書(別紙1を使用する)

イ 綱領又は規約

ウ 役員名簿

エ 最近の予算書

オ 政治資金規正法第6条の規定に基づく届出書(政治団体設立届)の写し

※ 上記イからオまでの書類については、告示日現在において、国会に議席を有しない団体のみ提出が必要

※ 上記書類については、できる限り事前審査を受けていただきたい
(あらかじめ県委員会まで御連絡の上、御来庁ください)

IV 確認団体の申請手続について

3 確認書等の交付

県委員会は、1の申請に基づき、確認団体として確認したときは、次の書類等を交付する

ア 政治団体確認書 1枚

イ 政治活動用自動車表示板 所属候補者の数による

ウ 政治活動用ポスター証紙交付票 1枚

エ 政談演説会開催届出書用紙 所属候補者の数による

※ 書類等の交付は、立候補の届出状況を確認した後(概ね午前9時以降)に、
県庁東棟3階選挙管理委員会事務局において行うので、受領の際には署名又は受領印をいただくこととしている

4 確認団体の政治活動

確認団体は、県委員会から政治団体確認書の交付を受けたときから、選挙期日の前日までの間、政治活動ができる

V 確認団体の政治活動について

確認団体は、当該選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、以下に掲げる政治活動を行うことができる

1 政談演説会の開催

- ・ 所属候補者の数の4倍に相当する回数実施可(法201の8①)
- ・ 政談演説会を開催する場合には、県委員会が交付する「政談演説会開催届出書」によって、あらかじめ県委員会に届け出る必要あり(法201の11②、令129の5①)
- ・ 政談演説会では、当該確認団体の政策の普及宣伝が主体となるが、従として公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動のための演説もすることができる(法201の11①)
- ・ 政談演説会の会場においては、政治活動のための連呼行為をすることができる(法201の13①)
- ・ 政談演説会は、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物(公営住宅を除く。)でも開催することができるが、汽車、電車、乗合自動車、船舶(選挙運動のために使用する船舶を除く。)及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設(助産所等)においては開催することができない(法201の11①・166)

V 確認団体の政治活動について

1 政談演説会の開催(続き)

- ・ 政談演説会は、他の選挙の当日においては、投票所又は共通投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域(直線距離で測る)では開催できない(法201の12②)

2 街頭政談演説の開催

- ・ 政策の普及宣伝(確認団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。以下同じ。)及び演説の告知のための自動車(以下「政治活動用自動車」という。)で停止しているものの車上及びその周囲に限って街頭政談演説を行うことができる(法201の8①)
- ・ 街頭政談演説は、午前8時から午後8時までの間でなければ行うことができない(法201の12①)
- ・ 街頭政談演説は、長時間にわたり同一の場所で行うことはできない(法201の12③準用法164条の6③)
- ・ 街頭政談演説の場所では、政治活動のための連呼行為を行うことができる(法201の13①)
- ・ 街頭政談演説は、他の選挙の当日においては、投票所又は共通投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域(直線距離で測る)では開催できない(法201の12②)

V 確認団体の政治活動について

2 街頭政談演説の開催(続き)

- ・ 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するよう努めなければならない(法201の12③準用法140の2②)

3 政治活動用自動車及び拡声機の使用

- ・ 政治活動用自動車は、当該確認団体の本部及び支部を通じて1台しか使用できないが、所属候補者が3人を超える場合、「その超える数が5人を増すごとに1台を加えた数」を1台に加えた台数以内を使用できる(法201の8①)
- ・ 政策の普及宣伝及び演説の告知のための拡声機は、政談演説会の会場、街頭政談演説(政談演説を含む)の場所及び政治活動用自動車の車上においてのみ使用できる(法201の8①)
- ・ 政治活動用自動車の種類、型式については制限はないが、確認書の交付を受ける際に県委員会が交付する「政治活動用自動車表示板」を冷却器の前面その他外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければならない(法201の11③)

V 確認団体の政治活動について

4 ポスターの掲示

- ・ ポスターの規格は、長さ85cm、幅60cm以内のものに限られ、枚数は、1選挙区ごとに100枚以内掲示できる。ただし、当該選挙区の所属候補者の数が1人を超える場合においては、その超える数が1人を増すごとに50枚を100枚に加えた枚数以内掲示できる(法201の8①)
- ・ ポスターの記載内容は、純然たる政治活動についてはもちろん、所属候補者の選挙運動にわたる内容を記載することも許される。ただし、特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項(写真、似顔絵等。以下同じ。)を記載することはできない(法201の8②準用法201の6②)
- ・ ポスターは、県委員会が交付する証紙を貼らなければ掲示できない。また、補欠選挙の場合は補欠選挙に係る選挙区のみに掲示できる(法201の11④。規程146)
- ・ ポスター証紙は、県委員会が確認書を交付する際に併せて交付するが、掲示しようとするポスターの見本2枚を添えて県委員会に提出しなければならない(規程147)

V 確認団体の政治活動について

4 ポスターの掲示(続き)

- ・ ポスターには、その表面に必ず当該確認団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければならない(法201の11⑤)
- ・ ポスターの掲示は、国又は地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には行うことはできないが、橋りょう、電柱(NTT、東北電力の電柱には掲示させないことになっている)、公営住宅並びに地方公共団体の管理する食堂及び浴場には承諾を得た場合には掲示できる(法201の11⑥準用法145、規則31の3①)
 - ※ 道路区域に政治活動用ポスター等を掲示することは、道路管理者において許可していないので、道路区域に政治活動用ポスターは掲示しない。
- ・ 選挙の期日の前日までに掲示したポスターは、選挙の当日においても掲示しておくことができ、また、所属候補者の選挙運動にわたる内容を記載した政治活動用ポスターを掲示したときは、選挙の期日後速やかにこれを撤去しなければならない(法201の11⑦準用法178の2)

V 確認団体の政治活動について

5 政治活動のための立札及び看板の類の掲示

- ・ 以下の場合に限り使用可(法201の8①)
 - ① 政談演説会の開催告知用のもの
 - ② 政談演説会の会場内で使用するもの
 - ③ 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの
- ・ 立札及び看板の類の規格については、公職選挙法上の制限はなく、また、数についても上記①の政談演説会開催告知用のものを除いては、制限はない
- ・ ただし、特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項は記載できない(法201の13①(2))

V 確認団体の政治活動について

5 政治活動のための立札及び看板の類の掲示(続き)

<政談演説会開催告知用立札及び看板の類>

- ・ 政談演説会開催告知用立札及び看板の類は、1の政談演説会につき5個以内に限られる(法201の8①)
- ・ 政談演説会開催告知用立札及び看板の類を掲示する場合には、その開催届出をする際に県委員会が交付する「政談演説会告知用立札看板表示票」をその表面の見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければならない(法201の11⑧)
- ・ 政談演説会開催告知用立札及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しておかなければならない(法201の11⑨)
- ・ 政談演説会開催告知用立札及び看板の類の掲示場所については、確認団体のポスターの掲示制限と同様であり、2(2)エを参照(法201の11⑥準用法145、規則31の3②)
- ・ 政談演説会が終了したときは、直ちにそれらを撤去しなければならない(法201の11⑩)

V 確認団体の政治活動について

- 6 ビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ)の頒布(散布を除く)
- ・ ビラは、県委員会に届け出たもの2種類以内に限り頒布可(法201の8①)
※ 届出には、政治活動用ビラ頒布届出書(別紙2)を使用
 - ・ ビラの枚数、規格については、法定されていない(自由)
 - ・ ビラは、所属候補者の選挙運動のためにも使用できるが、特定の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項は記載できない(法201の8②準用法201の6)
 - ・ ビラには、その表面に必ず当該確認団体の名称、選挙の種類及び政治活動用ビラである旨を表示する記号を記載しなければならない(法201の11⑤)
＜記載例＞
〇〇党・〇〇県議会議員〇〇選挙区補欠選挙・政治活動用ビラ第〇号)
 - ・ ビラの頒布は、原則として自由だが、戸別訪問となるような態様で頒布することは不可

V 確認団体の政治活動について

- 6 ビラ(これに類する文書図画を含む。以下同じ)の頒布(散布を除く)(続き)
- ・ 道路交通法上、所轄の警察署長の許可が必要とされる場合は、その許可を得る
 - ・ 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物(もっぱら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅は除く)において文書図画(新聞紙及び雑誌を除く)を頒布(郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く)することは不可
 - ・ ただし、確認団体の政談演説会が前述の建物において開催される場合、その会場において頒布することは可能(法201の13①(3))

V 確認団体の政治活動について

7 連呼行為

- ・ 政治活動のための連呼行為をすることができるのは、次に掲げる場合に限られる(法201の13①)

- ① 政談演説会の会場
- ② 街頭政談演説の場所
- ③ 政治活動用自動車の車上

連呼する場所の状況に応じて音量を調節するなど、選挙人へ御配慮を

- ・ 連呼行為の制限

- ① 他の選挙の当日においては、その投票所又は共通投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域(投票所又は共通投票所を閉じる時刻までの間)では禁止(法201の12②)
- ② 政治活動用自動車の車上で行う連呼行為及び街頭政談演説に際して行う連呼行為は、午前8時から午後8時までに限られる(法201の13①)
- ③ 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏を保持するよう努めなければならない(法201の13②準用法140の2②)
- ④ 確認団体として行う連呼行為は、政策の普及宣伝又は政談演説会や街頭政談演説の告知のための連呼行為等、政治活動のための連呼行為に限られ、選挙運動にわたる連呼行為は行うことができない

V 確認団体の政治活動について

8 確認団体の機関紙(誌)

・ 確認団体の発行する新聞紙及び雑誌で、選挙に関する報道及び評論を掲載することができるのは、次の①及び②の条件を具備したものに限られる(法201の15、令129の7)

① 確認団体の本部で直接発行し、通常の方法(機関新聞紙については、政談演説会の会場において頒布する場合を含む)で頒布する機関紙(誌)でなければならない(ただし、号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものは除かれる)

② 新聞紙及び雑誌各1種類に限り、名称、編集人の氏名、発行人の氏名、創刊年月日、発行方法及び引き続き発行されている期間を記載して、県委員会に届け出たものでなければならない

※ 届出には、機関紙誌の届出書(別紙3)を使用

V 確認団体の政治活動について

8 確認団体の機関紙(誌)(続き)

- ・ 前述の条件を具備する機関紙(誌)については、機関紙(誌)の販売を業とする者が、通常の方法で頒布し、又は県委員会の指定する次の場所に掲示できる(法148②)

(注:県委員会の指定する場所(規程151))

- ① 新聞紙については、その本部、支部及びその他の事務所等で当該新聞を掲示することを常例とする場所
- ② 雑誌については、雑誌の発行所及び販売店等で雑誌を掲示することを常例とする場所

※ ただし、県委員会に届け出た日の前日までに引き続いて発行されている期間が6月以上のものについては、その頒布の方法については、通常の方法(当該選挙の期日の告示の日前6月間において、平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない)で頒布することができるが、引き続いて発行されている期間が6月未満のものについては、その頒布方法は、通常の方法としての政談演説会場における頒布のみに限られ、それ以外の場所で頒布することは、それが、たとえ通常行っている頒布方法であってもできないこととなっていることに注意(法201の15①)

VI 最後に

☆ 県選管から各政党等へのお願い

1 ポスターについては、公選法の規定に則り、適切に使用する

※ 選挙事由が発生した旨を告示した日(令和8年2月25日)から選挙期日までは、県議補選に係る候補者個人用とみられるポスターは掲示禁止(公選法第143条第16項第2号、同条第19項第2号)

2 道路敷地、国や地方公共団体の所有地、土地所有者の許可がない場所には、絶対にポスターを掲示しない

3 掲示中の政党の政治活動用ポスター(いわゆる「二連ポスター」、「三連ポスター」)については、当該ポスターに氏名・氏名類推事項(写真、似顔絵等)を記載された者が、青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における候補者となった場合は、当該候補者となった日(告示日)のうちに撤去する

4 確認団体が政治活動のために使用したポスター(法第201の8②準用法第201条の6第2項)は、選挙期日後は、速やかに撤去する(法201の11⑦準用法178の2)